# 年金問題は、「自分には関係無い」と思わず、職歴と年金履歴の確認を！！

今、国中が「消えた年金」の話題で騒然となっています。それも、６，４００万件というとんでもない数の年金が持ち主不明になっていることで、年金に不安を抱く人がかなりいるようです。

一方で、「まだ、もらう年齢に達していないから」「若いから」などと、他人事のように理解している方もかなりいます。

## ■「年金手帳」のチェックから

まず、自分の年金手帳をチェックすることから対策が始まります。

１９９７（平成９）年の基礎年金番号の統一以降に発行された年金手帳は、青色のものです。

ただし、青色の手帳で大丈夫そうだと言えるのは、１９９７年以降に社会人になった青色手帳を持っている方だと言われています。

オレンジ色の年金手帳の方は、年金番号がいくつもあった時代のものなので、統一されているか確認しましょう。

「年金手帳を無くして再発行してもらったら青だった」というような方は、チェックしてみたほうが良いと言えます。

**●年金対応の留意点●**

**①　履歴の確認**

年金相談の前に、自分の職歴を細かく書き出そう（書く内容は最後に紹介）。

**②　手書きデーターの確認**

社会保険事務所窓口の相談で記録が無くても、「手書きのデーター」や「マイクロフィルムデーター」もあるので、勤務先を所管する社会保険事務所にも照会を出しましょう。あきらめないこと。

**③　第３号被保険者の確認**

専業主婦等の時期と配偶者の履歴を確認。厚生年金や共済年金に入っている時期と確認すること

## ■転職経験者は要注意

会社をいくつも変わっている人は、その節目をチェック。中には、退職時に年金手帳を会社から返してもらうのを忘れたままで退職し、再就職先で再発行してもらったなどというケースも多数あります。

そう言う人は、特に、要チェックです！

「手帳が複数有る」のは「自慢話」にはなりません。

## ■転職をしていなくても要注意

また、「ずっと同じ職業で同じ職場勤め」という人でも、学生時代に親が国民年金の保険料を払ってくれていてサラリーマンになったという人は、１９９７年以前だと基礎年金から国民年金が落ちているかもしれませんので、要注意です。

お知り合いの経営者の方にも、この「経営レポート」（無料）をご紹介下さい。

## ■女性の「第３号の届出」、結婚で「名字が変わった」人も注意

女性の場合には、結婚して会社を辞め、その時に市町村役場に届け出（第三号被保険者）をしていなかったというケースもあるかもしれません。届け出ていれば、年金保険料は払っていなくても、年金には加入していることになっています。

結婚を期に名字が変わったという方や、引っ越しで住所が変わったというような方も、データが抜け落ちている可能性があるので確認したほうがいいでしょう。

過去、特例期間に限って一括納付が認められるケースがありましたが、実は、この期間に一括納付した人の記録が消えていたというケースもあります。

待っていても、救いの手を差し伸べられる保証は有りません。まずは、自分の経歴を書き出し、年金手帳など集められる資料を集めて、社会保険事務所にでかけてデータと照合してみましょう。

### ●要注意の人とは？●

□転職を繰り返した人
□子会社などへの転勤を繰り返した人
□過去に公務員の経歴がある人
□勤めていた会社が閉鎖、倒産、合併、社名変更した
□１９９７年以前に、就職した人
□結婚で名字が変わった人
□パート、アルバイトや、出稼ぎなどの季節労働をしたことがある
□自営業を始める前に会社勤めをしたことがある
□親や親戚の会社の手伝いをしたことある（社会保険に加入していないと思いこんでいる）
□戦時中、「軍需工場」に徴用されたことがある
□戦後、「進駐軍施設」で働いたことがある

## ■履歴のサンプル例

| 在職期間 | 所在地 | 社名 | 加入期間 |
|---|---|---|---|
| 昭和43年４月～昭和56年３月 | ○○県○○市に本社がある | ○△商事（株） | 厚生年金加入（156月） |
| 昭和56年４月～昭和56年12月 | | 無職 | 国民年金加入（９月） |
| 昭和57年１月～平成３年６月 | ○○府○○区に本社がある | ×○電気（株） | 厚生年金加入（114月） |
| 平成３年７月～平成12年３月 | | 自営業 | 国民年金加入（105月） |

以上のように、勤務先の名称・所在地、勤務期間（年金加入期間）を書き出しましょう。

そして、国民年金加入期間については、保険料を納付したか、免除したか、滞納したかをチェックしておくと良いでしょう。

また、戦前に「軍需工場で働いた」ことの記憶のある方や、戦後に「進駐軍施設で働いたことがある」方は、その旨を記載しておきましょう。場合によっては救済される可能性もあります。